

鳥取縣公報

昭和二十二年一月廿八日
第七百八十號

火曜日

本報ノ大キサハ規定規程ニ依リ

訓令

◇鳥取縣訓令甲第一號

廳中一、般

地方事務所

昭和十九年五月鳥取縣訓令甲第十五號鳥取縣地方事務所處務規定中次のように改正し公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年一月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

第二條經濟課中「林務係」の次に「農地係」を加える。
第四條中「林務係」の次に「農地係」を加え其の所管事項を次のように定める。

- 一、農地制度改革推進ニ關スル事項
- 一、自作農創設特別措置法實施ニ關スル事項
- 一、農地調整ニ關スル事項

- 一、町村農地委員會指導監督ニ關スル事項
- 一、町村農地委員會補助ニ關スル事項

第五條を次のように改める。

地方事務所長（以下所長稱トス）必要アリト認ムルトキハ知事ノ承認ヲ受ケテ課ノ外ニ室ヲ設ケテ室主任ヲ置キ又ハ係ヲ分合シ其ノ分掌事項ヲ變更スルコトヲ得

告示

◇鳥取縣告示第三十一號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左の醫師を指定する。

昭和二十二年一月二十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

